

保険料率改定のお知らせ

平成22・23年度の保険料率について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

平成20・21年度の保険料率		➔	平成22・23年度の保険料率	
所得割率	7.43%		所得割率	7.85%
被保険者均等割額	40,175円		被保険者均等割額	41,844円

保険料は、一人当たりの医療費の増加などにより、平成21年度と比べて、約12%の増加が見込まれましたが、剰余金や県財政安定化基金を活用することにより、約5%の増加となりました。

平成21年度 一人当たり平均保険料	➔	平成22年度 一人当たり平均保険料
73,998円		77,658円

●保険料が増加する理由

- ①保険料の算定基礎となる医療費の算定期間が23カ月から24カ月になったこと
- ②被保険者一人当たりの医療費等が伸びたこと
- ③高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率が10%から10.26%になったこと

●保険料の増加を抑える対策

- ①平成20・21年度の剰余金等の活用
- ②後期高齢者医療の財政の安定化を図るために愛知県に設置されている財政安定化基金の活用

所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

所得の低い世帯の方の保険料の軽減は、**平成21年度と同じ**です。

①被保険者均等割額の軽減

例：夫婦世帯の場合（一人当たり軽減額）

<p>9割軽減 (37,660円軽減)</p> <p>世帯全体の所得金額の合計が33万円以下 全員の年金収入が80万円以下 他の所得なし</p>	<p>8.5割軽減 (35,568円軽減)</p> <p>世帯全体の所得金額の合計が33万円以下 9割軽減に当てはまらない</p>
<p>5割軽減 (20,922円軽減)</p> <p>世帯全体の所得金額の合計が33万円を超え 33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下</p>	<p>2割軽減 (8,369円軽減)</p> <p>世帯全体の所得金額の合計が33万円を超え 33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下</p>

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※収入状況や世帯の構成によって基準が異なります。

②所得割額の軽減

5割軽減

本人の所得金額から33万円を引いた額が
58万円以下
(公的年金収入で211万円以下)

職場の健康保険の被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。

保険料の計算方法

保険料は所得金額に応じて計算されます。

所得制限

(所得金額 - 33万円) ×
所得割率 **7.85%**

+

被保険者均等割額

被保険者一人当たり
41,844円

=

保険料額

(限度額50万円)
※100円未満切り捨て

※年金所得のみの方は(年金収入 - 公的年金等控除額)が所得金額になります。

年金所得者の保険料額の計算モデル

夫婦世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)の場合

平成21年度

平成22年度

夫の年金収入		790,000円	保険料額
夫	所得割額	0円	4,000円
	被保険者均等割額	4,017円 (9割軽減)	
妻	所得割額	0円	4,000円
	被保険者均等割額	4,017円 (9割軽減)	



夫の年金収入		790,000円	保険料額
夫	所得割額	0円	4,100円 100円増
	被保険者均等割額	4,184円 (9割軽減)	
妻	所得割額	0円	4,100円 100円増
	被保険者均等割額	4,184円 (9割軽減)	

夫の年金収入		1,680,000円	保険料額
夫	所得割額	5,573円 (5割軽減)	11,500円
	被保険者均等割額	6,026円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	6,000円
	被保険者均等割額	6,026円 (8.5割軽減)	



夫の年金収入		1,680,000円	保険料額
夫	所得割額	5,888円 (5割軽減)	12,100円 600円増
	被保険者均等割額	6,276円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	6,200円 200円増
	被保険者均等割額	6,276円 (8.5割軽減)	

夫の年金収入		2,500,000円	保険料額
夫	所得割額	72,071円	112,200円
	被保険者均等割額	40,175円	
妻	所得割額	0円	40,100円
	被保険者均等割額	40,175円	



夫の年金収入		2,500,000円	保険料額
夫	所得割額	76,145円	117,900円 5,700円増
	被保険者均等割額	41,844円	
妻	所得割額	0円	41,800円 1,700円増
	被保険者均等割額	41,844円	

● 問い合わせ先 ●

役場 保険医療課 内線171 または 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎(955) 1223